

豊橋競輪開催業務総合運営委託仕様書

1. 概要

自転車競技法施行規則（平成 14 年経済産業省令第 97 号）第 5 条に定める施行者固有事務及び第 4 条に定める競技実施法人固有事務を除く、競輪開催に関する業務、設備等の管理に関する業務、ファンサービス及び広報宣伝に関する業務並びに一般管理業務（以下「本件業務」という。）を委託するものとする。

2. 本件業務の範囲

（1）競輪開催に関する業務は次に定めるものとする。

- ① 勝者投票券の発売及び払戻金、返還金の交付に関する業務
- ② トータリゼータシステム等の運用に関する業務
- ③ 車両情報システム（V I S）を用いた車券発売業務に係る運用支援業務
- ④ 映像・音楽・実況放送に関する業務
- ⑤ 警備業務
- ⑥ 清掃業務
- ⑦ 資金管理に関する業務
- ⑧ 現金搬送業務
- ⑨ 選手宿舍運営管理に関する業務
- ⑩ 電気空調設備等運転監視業務
- ⑪ 入場管理及び案内業務（入場管理は各入場門及び特別観覧席入場とする。）
- ⑫ 問合せ、苦情、トラブル、遺失物、負傷者等の来場者への対応業務
- ⑬ その他、開催に必要な業務（記者接待業務を含む。）

（2）競輪場内設備等の管理に関する業務は次に定めるものとする。

- ① 競輪場内各施設及びその付帯設備等の維持管理業務
- ② 競輪場内各施設、各駐車場、入場ゲートの開錠及び施錠の管理業務
- ③ 環境衛生管理業務
- ④ 受水槽点検及び清掃業務
- ⑤ 競輪場内建築物、設備及び備品の保守点検、小破修繕業務
- ⑥ 機械警備業務
- ⑦ 消防設備保守点検業務
- ⑧ 駐車場整備業務
- ⑨ 電気設備保安管理業務
- ⑩ 空調設備及び自動制御設備機器保守業務

- ⑪ トイレ防臭業務
- ⑫ 緑地管理業務
- ⑬ ボイラー保守点検業務
- ⑭ 害虫駆除、防虫業務
- ⑮ 鳩等対策業務
- ⑯ エレベータ等保守点検業務
- ⑰ 周辺住宅の電波障害解消に関する業務
- ⑱ 場内及び周辺道路等より収集されたゴミ排出処理業務
- ⑲ 防災対策業務
- ⑳ 競走路保守点検業務

(3) ファンサービス及び広報宣伝に関する業務は次に定めるものとする。

- ① 送迎バス運行管理業務
- ② 自動湯茶機運用管理業務
- ③ ホームページ運用管理業務
- ④ 出走表の印刷及び配布業務
- ⑤ イベント及びファンサービスに関する業務
- ⑥ 広報宣伝に関する業務
- ⑦ 来賓及び記者等接待業務
- ⑧ 企業団体協賛レース及びオーナーズレースの申込受付事務及び運用業務
- ⑨ 食堂運営業務

(4) 一般管理業務は次に定めるものとする。

- ① 各業務の計画策定及び実施する日程等の調整業務
- ② 物品の調達及び備品の管理に関する業務
- ③ 競輪開催における各部門との連絡調整業務
- ④ 場間場外発売において必要な事務処理支援業務
- ⑤ 施行者事務処理支援業務
- ⑥ 中止順延時の対応業務
- ⑦ 収益分析等の経営支援に関する業務
- ⑧ 各種調査・報告事項の処理に関する業務

(5) その他の業務については次に定めるものとする。

- ① 選手等育成支援に関する業務
- ② 事業発展に関する業務

(6) 事業発展に関する業務に関する特記事項

- ① 競輪事業を取り巻く課題や競輪業界の新たな取り組みやサービスに速やかに対応するための斬新な施策の提案を図るため、年額 1,000 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を業務委託料に含むものとする。
- ② 受託者は提案内容について、あらかじめ発注者に報告し、許諾を受けるものとし、提案施策によって生じた資産の所有権はすべて発注者に帰属するものとする。

(7) 持込み機材に関する特記事項

- ① 本業務の期間中は以下の機材を持ち込み、業務を行うものとする。
 - a. スーパースローカメラ
 - b. バック側カメラ
 - c. イベントステージ用カメラ
 - d. 特別観覧席における座席指定システム
- ② その他、本件業務履行のため必要な機材については、現行システム・機器等の状況を踏まえて、受託者負担により持ち込むものとする。

(8) 修繕に関する特記事項

- ① 受託者が履行すべき、2. (2). ⑤に定める小破修繕業務及び2. (4). ②に定める備品の購入（以下「修繕等」という。）に係る費用（修繕及び適正な施設・設備の維持管理等のため、発注者が必要と認めた経費（資機材の購入、器具のレンタル等）を含む。）の総額は、年額 2,000 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とし、修繕等によって生じた資産の所有権は、すべて発注者に帰属するものとする。
- ② 天災及び人災（戦争、テロ、暴動等）等、発注者及び受託者の責めに帰すことのできない事由により必要となる大規模改修については、2. (2). ⑤、2. (4). ②及び 2. (5). ①の定めにかかわらず、発注者・受託者協議うえ、決定するものとする。

(9) 適用除外

次の各号に定める事項については、本件業務の内容に含まない。

- ① 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃もしくは制定その他の公権力の行使又は輸送機関、クラウドサービス提供業者における障害もしくは通信回線の事故に起因し、継続が不可能となった本件業務
- ② 前項に起因する、対象機器・サービスの調整及び修理作業

3. 契約期間中における競輪開催日数

この契約期間中における豊橋競輪場で行われる競輪の開催日数は 64 日（記念競輪（GⅢ）4 日、FⅠ 昼 12 日、FⅠナイター9 日、FⅡ 昼 3 日、FⅡナイター3 日、FⅡモーニング 12 日、FⅡミッドナイト 21

日)とする。ただし、発注者はこれを変更することができるものとし、この場合における本件業務の範囲及び委託料については、発注者・受託者協議の上、定めるものとする。また、天候、災害等により競輪開催が中止となった場合、委託料の変更について、発注者・受託者協議の上、定めるものとする。

4. 委託業務履行に際しての留意事項

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 競輪場来場者が安全かつ快適に競輪を楽しむことができるよう業務を進めること。また、競輪場来場者の意見を本件業務に反映させるよう図ること。
- (3) 電気の節電等エネルギーの効率的な運用に努め、環境保全に配慮すること。
- (4) 受託者は発注者と連携しながら本件業務を行うこと。
- (5) ファンサービス向上策の実施にあたっては、必要に応じ場内関係者（選手会、JKA、売店等）との調整を図ること。
- (6) 競輪場内外を清潔に保つとともに、イベント等を積極的に企画提案し、来場者の増加及び売上の向上に資する施策の実施に努めること。
- (7) 業務内容の詳細については、別に定める「豊橋競輪開催業務総合運営委託業務内容及び処理要綱」による。

※「豊橋競輪開催業務総合運営委託業務内容及び処理要綱」については、現地説明会の中で提示。

- (8) 各種トラブル、苦情等には迅速且つ適切に対応すること。
- (9) 業務上のトラブルについて一次的対応は全て受託者が処理すること。ただし、不測の事態が生じた場合等は、適宜、発注者の指示を受け業務を遂行するものとする。
- (10) 周辺校区・住民との間でトラブル等が発生しないよう、十分配慮のうえ業務を行うこと。また、苦情に対しては誠実かつ速やかに対策を講じること。
- (11) 競輪開催にあたり不測の事態が生じたとき及び第三者に損害を与えたときに、その損害を賠償するため、次の保険の加入など危機管理に必要な措置を講ずること。
 - ① 施設賠償責任保険
 - ② 第三者賠償責任保険
- (12) 個々の業務について再委託を行う場合は、再委託先に対する管理責任は受託者が負うものとする。
- (13) 施設及び設備、備品の機能と環境を良好に維持し、本件業務を円滑に実施できるように保守、点検を適切に行うとともに、保守点検及び修繕の対応状況を書面により報告すること。また、修繕、改修及び更新により、設備や備品等に変更が生じた場合の保守を含むものとする。
- (14) 受託者は月毎に業務実施報告書を提出すること。また、本件業務に関する報告書類は常に整理し、発注者から報告及び調査を求められた場合には、速やかに指示に従い、誠実に対応すること。
- (15) 発注者は、報告の内容が仕様書に定める事項から逸脱・違反するものであった場合、改善を指示

することができるものとする。また、指示によっても業務内容に改善が見られないと認められた場合は、業務の一部若しくは全部を停止させることができるものとする。

(16) 発注者が実施する競輪開催以外の事業（例として防災訓練、530 運動等）に対しては、発注者の要請に基づき支援及び協力を行うこと。

(17) 競輪開催以外においても競輪場施設の利用調整など、発注者から要請があった場合は協力すること。

5. 付帯条件

(1) 収益保証

受託者は、発注者に対し、契約期間中の事業年度ごとに1億円の収益を保証することとし、豊橋市が公表する競輪事業特別会計主要施策成果報告書の単年度収支が1億円未満となった場合にその不足額を補填するものとする。

(2) 業務体制

① 受託者は、本業務を実施するにあたり、施設の管理及び開催業務の運営を安全かつ効率的に行うことができる業務体制を確立すること。また、その組織図等を発注者に提出すること。

※早朝、深夜に及ぶ開催や年間を通した場外車券発売を踏まえ、保守、修繕、清掃など施設・設備の維持管理に必要な対応や体制を整備すること。

② 受託者は競輪場内に常設の運営組織（事務局）を設置し、統括責任者を配置すること。

なお、統括責任者が不在のときは、これを代行するために統括副責任者を配置するものとする。

③ 受託者は法令等により資格を要する業務については、各有資格者を選任すること。

(3) その他経費の負担に関する特記事項

① 発注者は、発注者が所有する競輪場内の施設、設備及び備品について、受託者に対し、本件業務を行うために必要な範囲において使用させることができる。

② 光熱水費及び既存の電話機、ファクシミリ等にかかる通信料は、発注者の負担とする。

※受託者の事務局が持ち込んだ通信機器の通信料を除くものとする。

(4) 前売発売所新設に関する特記事項

受託者は前売発売所の新設に伴う機器移設等、その実施に協力すること。また、施設の運営方法や維持管理費に増減があった場合等、委託料の算定に差異が生じることとなった場合は、発注者、受託者協議の上変更することができるものとする。

(5) 映像制作等に関する特記事項

① 著作権の譲渡等

a. 受託者は発注者に対し、本業務に基づき受託者が制作した映像作品に関するすべての著作物の著作権（著作権法第27条（翻訳権、編曲権、変形権、映画化権、その他の翻案権）及び第

28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）を含む）を当該著作物の完成と同時に無償で譲渡する。

- b. 発注者は、当該映像作品が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該映像作品の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該映像作品が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- c. 受託者は、映像作品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、映像作品が著作物に該当しない場合には、当該映像作品の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- d. 受託者は、本業務の遂行にあたり、受託者が採用するスタッフ、キャスト及びその他第三者の役務提供に関し、一切の責任（本競輪映像の出演者らに関する実演家の著作隣接権、実演家人格権、肖像権、パブリシティ権、その他本競輪映像の制作に関与する全ての者の一切の権利の処理を含む。）を負うものとし、それらの者との間に紛争が生じた場合、受託者の責任と負担において処理・解決しなければならない。また、受託者は、発注者または第三者による本競輪映像の利用、二次利用等に関し、本業務の遂行に関与した受託者以外の第三者（前項の出演者も含む）に著作権、著作者人格権、実演家の著作隣接権、実演家人格権、肖像権、パブリシティ権等の権利を行使させないものとする。
- e. 受託者は、本業務の遂行にあたり、本条の定めに従い、本競輪映像に使用される文芸、学術、美術、写真、映画、音楽等の一切の著作物の著作権、著作者人格権、レコード製作者の著作隣接権、実演家の著作隣接権、実演家人格権、肖像権、パブリシティ権、その他本競輪映像の制作に関与する全ての者の一切の権利の処理について責任を負うものとする。また、受託者は、本競輪映像において使用する音楽、原盤については、当該音楽、原盤に関する著作権の保護期間が経過したもの、もしくは当該音楽の著作者又は原盤の権利者が権利を放棄したものを使用する。ただし、受託者の責任において著作権者の許諾を得た音楽、原盤についてはこの限りではない。

② 保証

- a. 受託者は、発注者に対し、本件著作物に関して合法的で完全な著作権を保有することを保証する。万が一、本件著作物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償等が生じたときは、受託者の責任と負担により、これを処理し、発注者には一切負担をかけないものとする。